

非農地証明願、添付書類

提出部数 各1部
証明願受付期間 毎月10日まで (10日が閉庁時の場合は その前の開庁日)

受付場所	受付年月日
	令和 年 月 日
農業委員会事務局 (担当)	支所 (担当)

証明願の提出等が、所有者本人でない場合は委任状が必要です。

			チェック欄 (申請者) (委員会)
1.	<input type="radio"/> 非農地証明願		<input type="checkbox"/>
2.	<input type="radio"/> 願出地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内の全部事項証明書) 法務局 (注1)		<input type="checkbox"/>
3.	<input type="radio"/> 願出地の税務課発行の地積属性図又は 法務局発行の不動産登記法第14条に規定された地図 税務課、 法務局 (注1)		<input type="checkbox"/>
4.	<input type="radio"/> 現況写真 (注2)		<input type="checkbox"/>
5.	<input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍の附票 市民課 (注1) (注3)		<input type="checkbox"/>
6.	<input type="checkbox"/> 相続関係図 (注4)		<input type="checkbox"/>
7.	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書又は相続人代表者指定届(同意書) (注4)		<input type="checkbox"/>
8.	<input type="checkbox"/> 相続人であることを確認できる戸籍謄本 (注5)		<input type="checkbox"/>
9.	<input type="checkbox"/> 委任状		<input type="checkbox"/>
10.	<input type="checkbox"/> 証明基準に該当することが分かる客観的証明資料(建物登記事項証明書、固定資産税評価証明書、自然災害前の写真、自然災害時の新聞記事等)		<input type="checkbox"/>

※ 印の書類は必ずご用意ください。印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。

[非農地証明基準]

チェック欄

- 1 法が施行された日(昭和27年10月21日)前から非農地であった土地
- 2 自然災害による災害地等で農地としての復旧が著しく困難な土地
- 3 10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として利用することが著しく困難な土地のうち、次の全ての要件を満たしているもの
 - ア 農業生産力の高い農地及び土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。
 - イ 集団性のある優良農地内でないこと。
- 4 耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起又は整地ができない農地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地のうち、次のいずれかの要件を満たしているもの
 - ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
 - イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
- 5 植林後20年以上経過し、山林としての樹観が認められ、山林として維持管理が見込まれるもの
- 6 建築物(仮設工作物を除く。)の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後20年以上経過しているもの
- 7 住宅への進入道路その他日常生活上必要不可欠な通路として使用しているものであり、かつ、舗装されてから20年以上経過しているもの。ただし、コンクリート等で全面舗装されたものをいい、地面が土(バラスも含む)のもの、一部が舗装されたものについては含まない。

例外 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、証明の対象としない。
違反転用等の改善指導を行っている経過がある場合、周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れがある場合、隣接農地への被害防除等に問題がある場合は、証明の対象としない。

[留意事項]

- (注1) 原本還付希望の場合は原本を持参し、写しを提出。
- (注2) 願出地の全体状況が分かる写真で少なくとも2方向以上から撮影し、提出日前3ヶ月以内に撮影したものを提出。
3の図に撮影方向を矢印で示すこと。
- (注3) 住民票は、願出人本人の抄本で、本籍・続柄・マイナンバー・住民票コードの記載は不要。
願出人が霧島市外の方の場合、住民票の添付が必要。
登記事項証明書の記載の住所が現住所と異なる場合は、住所の移動がわかる住民票等の添付が必要。
- (注4) 相続未登記の場合に提出。
- (注5) 相続未登記の場合、名義人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等を添付。